

南八下小学校いじめ防止対策基本方針

1. いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は「いじめは どの学校でも どの学級でも どの子どもにも 起こりうる」という認識のもと対応する。

- ①「いじめは絶対に許さない」学校をつくる。
- ②いじめられた子どもの立場に立ち、できる限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- ③いじめた子に対しては、毅然とした粘り強い指導を行う。
- ④保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

2. いじめの未然防止にむけて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ①それぞれの子どもの居場所がある集団づくりに努める。
- ②道徳・特別活動等の時間を通して規範意識や集団の在り方についての学習を深める。
- ③状況によってはSSW、SC等を活用する。
- ④教職員の言動がいじめを誘発・助長することのないよう教職員自らの人権感覚を高める。
- ⑤いじめ・子ども理解・集団づくり等に関する教員研修の充実に努める。
- ⑥一人ひとりを大切に授業づくりに努める。

3. いじめの早期発見にむけて

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- ①子どものいじめを疑う。（いじめチェックリストなど）
- ②子どもの声に耳を傾ける。（アンケート 個別面談など）
- ③子どもの行動を見守る。（いじめチェックリストなど）
- ④保護者との情報を共有する。（連絡帳 電話 家庭訪問など）

4. いじめの早期解決にむけて

いじめも問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき適切な対応を迅速に行い、関係する子どもや保護者が納得できる解決をめざす。

- ①いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ②学級担任が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③学校は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- ④いじめをした子どもに関しては反省を促し、しっかり謝罪させる。
- ⑤状況に応じて、早期に警察と相談・協力をする。
- ⑥いじめ解消の後も保護者と継続的に連絡をとり保護者の不安感を軽減させる。
- ⑦いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に最善を尽くす。

5. いじめアンケート調査の実施

年度で3回の生活アンケート調査を行う。本アンケートは被害者や加害者を特定し指導に活かすためのものではなく、いじめに対する指導の効果を検証したり、潜在的ないじめがどの程度起こっているのかを把握したりするためである。

また、いじめ問題が発生した時には必要に応じアンケート調査を実施、早期に適切な対応を行う。

6. いじめ防止等の対策のための組織について

① (いじめ問題が発生していない場合)

生徒指導グループの各学年で情報共有を行い、生徒指導主任を中心に職員会議において、いじめ防止に向けた取り組みについての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取り組みの工夫改善を行う。

② (いじめ問題が発生した場合)

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、当該学年主任、当該学級担任、を構成員として「特別いじめ問題対応委員会」を組織する。本組織を中心にいじめ問題に対応していく。

具体的な措置としては以下の通りである。

- ・本いじめ問題に関しては必ず本組織を通じて対応する。
- ・いじめ問題に関する指導記録を保存し、当該児童の進学・進級・転学に当たって適切に引き継いだり、情報提供したりできる体制をとる。
- ・必要に応じてスクールカウンセラー・SSW・弁護士・医師・警察官など外部専門家と協力しながら対応する。
- ・全教職員で情報を共有し、全教職員で協力して解決にあたる。

7. ネット上のトラブルについて

(子ども)

携帯電話(スマホ)の普及、また携帯ゲーム機の通信機能などで小学生段階からネットによるトラブルが増えてくると予想される。本校では、その未然防止のため高学年から情報モラル教育に取り組む。

(保護者)

携帯電話に関するトラブルを防ぐうえで家庭との連携は不可欠である。持つことで便利になる反面、今まで、経験するはずのない危険が子どもに降りかかってくる。そのことを十分に認識してもらえよう講演会など啓発に努める。

(教職員)

めまぐるしくかわる情報化社会に職員が取り残されないよう、情報の共有・研修に努めていく。

8. 重大事態への対応について

以下に示す内容をもって重大事態とする。（いじめ防止対策推進法 第28条 1項）

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会をとおして、市長に、事態発生について報告する。学校は教育委員会と連携しながら、その対応にあたる。

9. いじめ防止に関する年間計画

月	学校行事	いじめ防止に関する取り組み	教科との関連	外部専門家
4	始業式 居住地確認	ワクワク活動（～3月） 職員会議（～3月） 支援学級の紹介（各学年）	特別活動	
5	体育大会		特別活動や総合 体育	
6	スポーツテスト 学校水泳	生活アンケート【1学期】	体育	
7	個人懇談会①	教員対象の研修 （人権・子ども理解など） 非行防止教室（6年）	道徳	警察署
8	夏季休業			
9	臨海学校	非行防止教室（5年）	総合 特別活動	警察署
10		CAP ハンディ（4年）	総合 特別活動	少年サポ ートセンター
11	修学旅行 個人懇談会②	にんげん学習交流会（6年） 生活アンケート【2学期】	総合	
12		いのちの学習（4年）	特別活動	NPO

1		CAPプログラム（5年）	道徳	NPO
2		生活アンケート【3学期】 （取り組みの振り返りを含む）	総合	
3	卒業式 修了式	お別れ式	特別活動	